

# 令和5年度 横山小 いじめ防止基本方針 概略

「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との基本認識をもち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるようにする。

## 1 いじめの定義

児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう

【いじめ防止対策推進法 第2条】

## 2 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない

【いじめ防止対策推進法 第4条】

## 3 いじめの態様

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (4) ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (5) 金品をたかられる
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (8) パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- (9) その他

【山形県いじめ防止基本方針】

## 4 いじめ防止のための基本姿勢

- (1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進
- (2) 「いじめは許されない」「いじめは卑怯な行為」見逃さない雰囲気づくり
- (3) 定義や態様について共通認識
- (4) 対応は担任一人に任せるのではなく、校長の指導のもと、組織で対応
- (5) 早期解決のために、当該児童の安全確保と共に、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる
- (6) 解消後も学校と家庭が協力して、継続した事後指導、支援、観察を行う

## 5 未然防止の取組

- (1) いのちの教育を推進。道徳性の育成。体験活動の充実
- (2) 児童の主体的な活動を中核として、思いやり、主体性、責任感を育成
- (3) PTA、地域、教育委員会と連携

## 6 早期発見の取組

- (1) 全職員で日常的な児童の観察を丁寧に行う。適時、児童・保護者の教育相談を行う。理由不明な欠席は家庭訪問
- (2) 「なかよしになるためのアンケート」を5・10月、「あのねシート」を2月に実施し、教育相談を行う
- (3) 「学期のふり返りアンケート」を7・12月に実施し、個別面談を行う
- (4) 「子ども同士がなかよしになるための保護者アンケート」を6・11月に実施
- (5) 保護者との教育相談を9・3月（通知表配付時）及び随時（月1回メールで周知）実施。

## 7 発生時の対応

- (1) 「いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、組織で対応
- (2) 事実確認を行い、被害児童を守る。保護者に伝え、今後の対応について協議
- (3) 事実確認を行い、加害児童へ粘り強く指導する。今後の関わり方等を一緒に考える
- (4) いじめの解消は、被害児童と保護者の納得を確認。認知から3ヶ月後に再確認

## 8 重大事態

- (1) 生命・心身又は、財産に重大な被害
- (2) 相当の期間の欠席
- (3) 本人や保護者が重大事態と申告

## いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、養教、該当児童の担任

## 9 保護者の責務

- (1) 保護者は、子の教育について第一義的責任を有する。その保護する児童がいじめを行うことのないよう、規範意識を養う指導その他の必要な指導を行う
- (2) 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、いじめから保護する
- (3) 保護者は、国、山形県、三川町、横山小が講ずる防止のための措置に協力する

【いじめ防止対策推進法 第9条】

10 いじめ防止の年間計画

月	学校の取組	担任の取組	児童の取組	保護者の取組	PTA・地域との連携
4	◇「いじめ防止基本方針」の確認と共通理解	◆定義や具体的な態様を伝え、「いじめは許されない」ことを児童と確認	○「いじめをしない」ことを確認		・学級懇談会 ・PTA総会
5	◇JRC登録式	◆児童との教育相談	○児童会総会 ○Q-U ○なかよしになるためのアンケート		・人権擁護委員「人権の花運動」(3年)
6				●子ども同士がなかよしになるための保護者アンケート	・学校運営協議会
7	◇防止対策委員会 ◇学期反省	◆児童との個別面談	○学期のふり返りアンケート		・地区懇談会 ・学級懇談会
8		◆傍観しないことを伝え、「いじめは許されない」ことを児童と再確認	○「いじめをしない」ことを再確認		
9		◆保護者との教育相談(通知表配付)		●担任への教育相談(通知表配付)	
10		◆児童との教育相談	○Q-U ○なかよしになるためのアンケート		・横山っ子ネットワーク協議会
11				●子ども同士がなかよしになるための保護者アンケート	
12	◇防止対策委員会	◆児童との個別面談	○学期のふり返りアンケート		
1		◆全体の問題,「いじめは許されない」ことを児童と再確認	○「いじめをしない」ことを再確認		
2	◇年間反省 ◇防止対策委員会 ◇学校評価の説明	◆児童との教育相談	○あのねシート ○児童会総会		・民生児童委員会 ・学級懇談会 ・学校運営協議会
3	◇「防止基本方針」の見直し	◆保護者との教育相談(通知表配付)		●担任への教育相談(通知表配付)	
通年	◇全校朝会, 校内放送での講話 ◇情報の収集 ◇いじめの認知 ◇対応の検討 ◇役割分担 ◇解消の認知 ◇PTA, 地域, 教育委員会と連携	◆いのちの教育を推進。道徳性の育成。体験活動の充実 ◆児童の主体的な活動。思いやり, 主体性, 責任感を育成 ◆日常的な児童の観察。児童, 保護者との教育相談	○ちょボラ ○みんな集まれボランティア ○空き缶回収 ○ペットボトルキャップ回収(4年)	●いじめを行うことのないよう, 規範意識を養う ●いじめを受けた場合には, いじめから保護する ●横山小が講ずる防止のための措置に協力する	・情報収集と共通した課題の把握